

(仮称) 北九州市白島沖浮体式洋上風力発電事業に係る
環境影響評価方法書に対する市長意見

1 事業計画の具体化に当たり配慮すべき事項

計画段階環境配慮書に対する市長意見として、「風力発電設備及び海底ケーブル等の付帯設備の配置並びにその諸元について方法書段階で明確にすること」を述べたが、方法書には当該意見が反映されていない。風力発電事業において、これらの設備の配置及び諸元は、環境影響評価手法への関連性が高いことから、その内容により環境影響の予測及び評価が異なるおそれがある。については、以下の事項について実施すること。

(1) 調査、予測及び評価の手法について

本事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法について、事業者は別事業として計画していた「(仮称) 白島沖着床式洋上風力発電事業」(以下、「前事業」という)において実施した現地調査の結果をもって予測及び評価に足りるとしているが、以下の観点から、その妥当性の根拠が明確にされていない。

ア 事業実施区域

本事業と前事業の事業実施区域に相違がある。

イ 周辺環境

前事業の調査時と現在の周辺環境に無視できない大きな変化がある。

準備書段階においては、妥当性の根拠を明確にできるように、調査結果を精査するとともに、必要な追加調査を実施すること。

(2) 風力発電機の配置等について

本事業の事業実施区域は、オオミズナギドリの繁殖地であるとともに鳥獣保護区に指定されている白島に近接し、周辺に藻場の分布域が見られる。鳥類及び藻場への影響を可能な限り回避するため、先行して実施している風況調査、海象調査及び海底地形調査等の結果及び本事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の結果等を総合的に判断した上で、風力発電機及び海底ケーブル等の付帯設備の配置並びにその諸元を準備書段階で明確にすること。

(3) 事業実施区域周辺の他の発電事業による累積的な環境影響の評価について

本事業の事業実施区域周辺で実施されている複数の風力発電事業による累積的な環境影響の評価を実施すること。

2 準備書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

(1) 鳥類について

事業実施区域に近接する白島で繁殖するオオミズナギドリは未明に離島し、日没後に帰島する飛翔行動が確認されている。

については、具体的な環境保全措置の検討に必要なオオミズナギドリの年間衝突数の算出に当たっては以下の点に留意すること。

ア 夜間の行動

夜間に実施した洋上定点調査及びレーダー調査結果を用いる等、夜間における鳥類の離島及び帰島状況を飛翔頻度に可能な限り反映させること。

イ 風力発電機の位置等

風力発電機の設置位置及び諸元等を明確にした上で予測及び評価すること。

また、バードストライクに関する影響の回避・低減を図るための具体的な環境保全措置を検討すること。

(2) 景観について

主要な眺望点からの風力発電機の見えの大きさ(垂直視野角)について、地上部に設置した送電線の鉄塔の例を参照して評価しているが、本事業は周囲に視界を遮るものがほとんどない海上で行われるものである。準備書段階の影響範囲を明確にするために、以下の点に留意すること。

ア 垂直視野角の図示

垂直視野角1.5度及び2度の範囲を図示すること。

イ 垂直視野角の評価

評価項目に選定することを含め、垂直視野角の評価をより厳しいものとする。

(3) 水生生物について

響灘周辺にてスナメリの生息が確認されているため、スナメリの行動様式に関する最新の知見等の収集に努め、予測及び評価すること。

(4) 藻場等について

海底ケーブル及び係留設備等の設置について、本事業実施区域の周辺海域の利用が進んでおり、前事業の現地調査時から藻場等の現況が変化している可能性があること及び計画している予測評価地点が限定的であることから、改めて現地調査を実施し影響評価すること。加えて、必要に応じて工事開始前にも現地調査を行い、藻場や魚礁等への影響を十分に回避・低減できる状況であることを確認すること。

3 その他の事項

方法書で示された事業実施区域及び風力発電機の諸元等によると、当該風力発電機が北九州市域外の眺望点から視認できる可能性があることと推察される。については、風力発電機の設置位置及び諸元等を明確にした上で、当該風力発電機が視認できる範囲を予測すること。

その範囲が北九州市域外に及ぶと予測される場合は、範囲が及ぶ自治体に対し、本事業について協議の上、準備書以降の手続き及び関係法令に基づく必要な手続きを行うこと。